

令和4年度 第1回
四街道市交通安全対策協議会会議次第

日 時：令和4年7月29日（金）

午後2時30分～

場 所：四街道市役所 新館5階第1会議室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 市長挨拶

4. 会長及び副会長の選出

5. 会長、副会長挨拶

6. 議 題

(1) 令和3年度 年間活動報告について

(2) 令和4年度四街道市交通安全実施計画（案）について

(3) その他

7. 講 話 「四街道市における交通事故の現状」について

講師：四街道警察署 交通課長 幸地 要 様

8. その他

9. 閉 会

四街道市交通安全対策協議会委員名簿

任期 令和4年7月1日から令和6年6月30日まで（2年間）

令和4年7月1日現在（敬省略）

| No. | 氏名 | 所属及び役職 | 備考 |
|-----|--------|-----------------------|----|
| 1 | 幸地 要 | 四街道警察署 交通課長 | |
| 2 | 鈴木 伸宏 | 印旛土木事務所 調整課長 | |
| 3 | 吉橋 史雄 | 四街道交通安全協会 会長 | |
| 4 | 須藤 雅彦 | 四街道地区安全運転管理者協議会 会長 | |
| 5 | 松戸 健治 | 四街道地域交通安全活動推進委員協議会 会長 | |
| 6 | 君塚 正実 | 四街道市都市部土木課 課長 | |
| 7 | 神田 雅美 | 四街道市PTA連絡協議会 | |
| 8 | 中嶋 宣雅 | 四街道市学校警察連絡委員会 会長 | |
| 9 | 楠岡 香里 | 四街道市学校法人立幼稚園協会 会長 | |
| 10 | 利光 美亜子 | 四街道市民間保育園連絡協議会 会長 | |
| 11 | 酒井 壽男 | 四街道市シニアクラブ連合会 会長 | |
| 12 | 矢部 信夫 | 四街道西中学校地区連絡協議会 会長 | |
| 13 | 高田 斎士 | 東日本旅客鉄道株式会社 四街道駅 駅長 | |
| 14 | 竹田 敬宏 | 千葉内陸バス株式会社 運輸部長 | |
| 15 | 伊原 勇人 | 四街道市タクシー運営委員会 | |

令和3年度 年間活動報告

| 項目 | 活動目的 | 活動内容 |
|--------------------|--|---|
| 交通安全に関する普及啓発活動の推進 | <p>【四季の交通安全運動】 市民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故の防止</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・春の全国交通安全運動 4月6日～15日 ・夏の交通安全運動 7月10日～19日 ・秋の全国交通安全運動 9月21日～30日 ・冬の交通安全運動 12月10日～19日 <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため活動を自粛いたしました。上記期間中、市役所内に横断幕やのぼり旗、ポスターの掲示、市内の小中学校へポスター掲示依頼を行う等、児童、生徒、職員や来客者に周知を図りました。 また、市ホームページに掲載し、広く周知しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始特別警戒取締り出動式 12月17日 <p>犯罪と交通事故の多発が予想される年末年始に、犯罪・交通事故撲滅に向けた啓発活動を行いました。</p> |
| 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | <p>【幼児に対する交通安全教育】 交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する交通安全意識の習得</p> | <p>四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、四街道市の連携により幼稚園、保育所(園)で正しい交通ルールの習得に向け、交通安全教材を活用した屋内で参加型の交通安全教育を実施しました。</p> <p>【実施状況】 幼稚園 5回 計307名 保育所(園) 19回 計580名 ※他幼稚園・保育所(園)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止</p> |
| | <p>【小学生に対する交通安全教育】 歩行者・自転車利用者として必要な知識と技能の習得</p> | <p>四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、四街道市の連携により、小学生低学年を対象に「安全な歩行や横断」を目的に「3つのお約束」の説明を行い、模擬信号機を利用して実践型の交通安全教育を実施しました。</p> <p>中学年から高学年を対象に「自転車の安全な走行」「自転車の日常点検ができる」ことを目的に「自転車安全利用五則」や「自転車の点検(ぶたはしゃべる)」の説明を行い、模擬信号機を利用して実践型の交通安全教育を実施しました。</p> <p>【実施状況】 小学校 12校 計3166名</p> |
| | <p>【中・高生に対する交通安全教育】 自己及び他者にも配慮した正しい交通ルールとマナーの習得</p> | <p>四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、四街道市の連携により、中学生、高校生を対象に「自転車の安全な走行」「自転車の日常点検ができる」ことを目的に「自転車安全利用五則」や「自転車の点検(ぶたはしゃべる)」の説明を行い、模擬信号機を利用して実践型の交通安全教育を実施しました。</p> <p>【実施状況】 中学校 5校 計857名 高等学校 1校 計483名</p> |

令和3年度 年間活動報告

| | | |
|---------|--|--|
| | <p>【保護者に対する交通安全教育】 小学生の保護者を対象に登校時の正しい旗振りの習得</p> | <p>四街道警察署、四街道市の連携により、小学生の保護者を対象に正しい旗振りの仕方や、児童の見守り活動をする際の注意点などについて講習会を実施しました。</p> <p>【実施状況】 小学校 2校 計45名</p> |
| 子供の安全確保 | <p>【新入学児童登校見守り】 新入学児童の交通事故防止</p> | <p>四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、四街道市の連携により、入学式が行われる4月8日（木）に小学校3校周辺の横断歩道に立ち、登校見守りを実施しました。</p> <p>【実施状況】 四街道小学校 中央小学校 和良比小学校</p> |

(案)

令和4年度 四街道市交通安全実施計画



四街道市交通安全対策協議会

はじめに

この計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき、四街道市における陸上交通の安全に関し、令和 4 年度に本市が推進する施策について定めたものです。

本計画の実施に当たっては、関係機関、団体等が緊密な連携を保ち、市民一人一人の交通安全意識の醸成、道路交通環境の整備等各般にわたる施策を円滑、適切に推進していきます。

今後とも、交通事故の防止、特に交通事故による死者数を限りなくゼロに近づけ、安全で安心して暮らせる四街道市の実現を目指していきます。

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 道路交通安全の目標等 | 1 |
| 1 道路交通事故の動向 | 1 |
| 第2章 道路交通安全対策 | 2 |
| 第1節 今後の道路交通安全対策の方向性 | 2 |
| 【第1の視点】高齢者・子供の安全確保 | 2 |
| 【第2の視点】歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上 | 2 |
| 【第3の視点】生活道路・幹線道路における安全確保 | 3 |
| 【第4の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進 | 3 |
| 第2節 道路交通安全の施策 | 4 |
| 【第1の柱】市民一人一人の交通安全意識の高揚 | 4 |
| (1) 市民総参加でつくる交通安全の推進 | 4 |
| (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 | 4 |
| (3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進 | 6 |
| (4) 自転車の安全利用の推進 | 6 |
| (5) 飲酒運転の根絶 | 8 |
| (6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 | 8 |
| 【第2の柱】道路交通環境の整備 | 9 |
| (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 | 9 |
| (2) 幹線道路における交通安全対策の推進 | 10 |
| (3) 交通安全施設等の整備事業の推進 | 10 |
| (4) 自転車利用環境の総合的整備 | 10 |
| 【第3の柱】被害者支援の充実と推進 | 10 |
| (1) 交通遺児の育成及び援助 | 10 |
| (2) 相談業務の充実 | 10 |

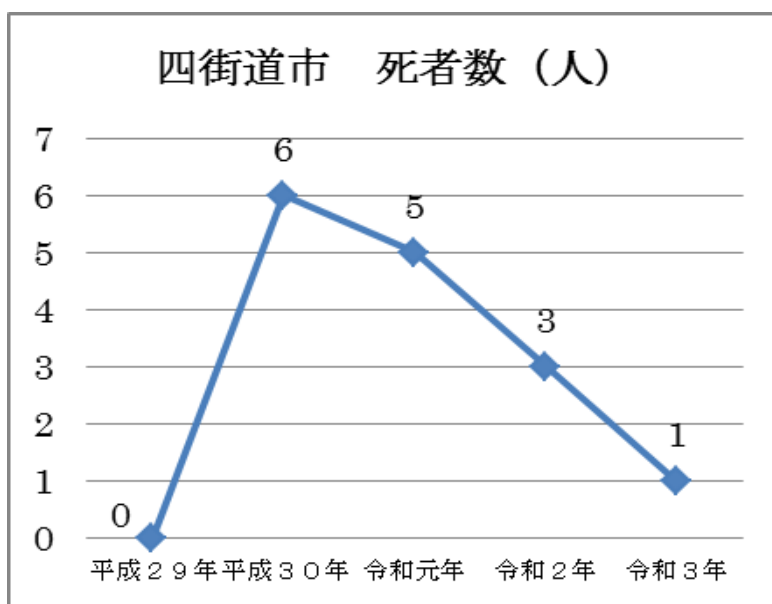
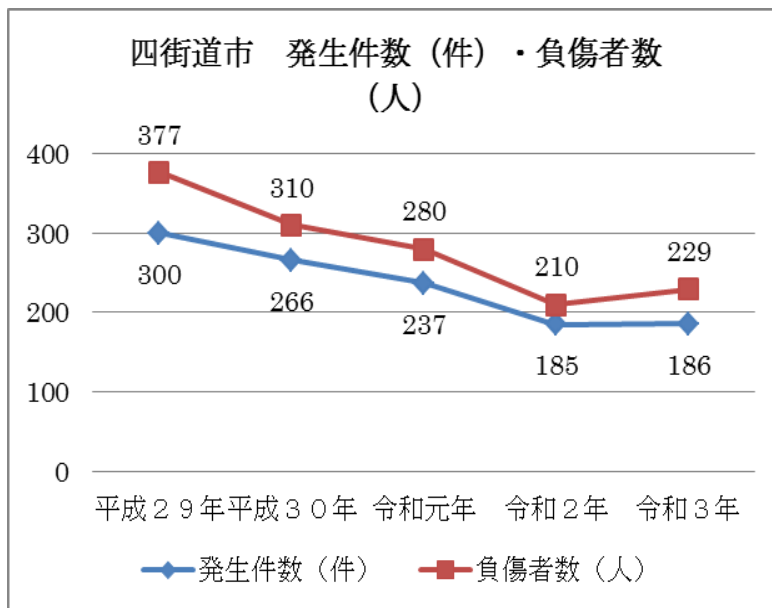
第1章 道路交通安全の目標等

1 道路交通事故の動向

市内の交通事故状況は、発生件数、死傷者数ともに近年減少しており、令和3年の発生件数は186、負傷者数は229人で、平成29年の発生件数300件、死傷者数377人と比較して、発生件数で38%、負傷者数も39%の減少となっています。

一方で、死者数は平成29年以降、令和3年まで、0人、6人、5人、3人、1人と、年によって増減を繰り返しながら全体としては緩やかな減少傾向で推移しています。

今後におきましても、関係機関・団体と協働してこの計画に掲げた諸施策を総合的かつ効果的に推進していきます。



第2章 道路交通安全対策

第1節 今後の道路交通安全対策の方向性

道路交通事故の発生件数並びに道路交通事故による死者数及び死傷者数が減少してきたことは、これまで実施されてきた施策には、一定の効果があったものと考えます。今後は、これまで効果を発揮してきた様々な交通安全対策に加えて、さらに、社会情勢や交通情勢、技術の進展・普及等の変化等に的確に対応することが必要です。

なお、新型コロナウイルス感染症による市民のライフスタイル・交通行動の変化による交通事故発生状況・事故防止対策への影響については、注視するとともに、必要な対策を臨機に検討してまいります。

【第1の視点】高齢者・子供の安全確保

高齢化が急速に進行していることを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出や移動ができるような交通社会の形成に取り組んでいくことが重要です。

そのためには、高齢者の多様な実態に応じた、きめ細やかな交通安全対策を引き続き推進する必要があります。

高齢者の交通手段として、歩行や自転車等を利用する場合と自動車を運転する場合がありますが、歩行や自転車等を利用する高齢者が交通事故の被害者とならないための対策が重要であるとともに、今後、高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから、高齢運転者が事故を起こし加害者となることを防止する取組など、それぞれの高齢者の特性に応じた対策をさらに強化することが喫緊の課題です。

一方で、少子化の進展のなかで、安心して子供を産み育てることができる社会を実現するためには、子供を事故から守るための教育と環境の整備が一層求められます。

このため、次代を担う子供の安全を確保する観点から、幼児からの心身の発達段階に応じた交通安全教育を推進するとともに、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路や通学路等において安全・安心な歩行空間の整備等が推進されるよう、関係部署と連携を図り、協議してまいります。

【第2の視点】歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子供にとって交通事故の発生が多い身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。

このため、「人優先」の考えの下、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等における歩道の整備等を始め、安全・安心な歩行空間の確保を一層積極的に進めるとともに、横断歩行者が関係する交通事故を減少させるため、ゼブラ・ストップ活動等の推進を通じて、運転者に横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図ります。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のある所ではその信号に従うことといった交通ルールの周知を図るとともに、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けること、反射材等を利用すること等、歩行者が自らの安全を守るための行動を促すための交通安全教育等を推進するなど、各種の取組を

総合的に推進することにより、歩行者の安全確保を図ります。

次に、自転車については、自動車等に衝突された場合には被害者となる反面、歩行者等と衝突した場合には加害者となることから、全ての年齢層へのヘルメット着用の推奨、自転車の点検・整備、義務化された自転車保険等への加入促進等の対策を推進します。

【第3の視点】生活道路・幹線道路における安全確保

生活道路を含めた市町村道等の道路における交通死亡事故件数の推移をみると、緩やかに減少しており、生活道路が全死亡事故件数に占める割合も減少傾向が続いていますが、歩行者や自転車が安心して通行できる交通環境を確保しなければなりません。

そのため引き続き、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備を進めるほか、安全な走行方法を普及するための啓発等の対策を講ずるとともに、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進するなど、生活道路における交通の安全を確保するための総合的な対策を一層推進する必要があります。

【第4の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進

県下の交通事故の実態は、高齢者が交通事故死者数の半数を超えています。そのうち半数が高齢歩行者の事故であり、また、その高齢歩行者の約6割が自宅から500m以内で事故に遭っています。

また、子供の交通事故については、その死傷者の約6割が歩行中や自転車乗車中の事故であり、約5割が自宅から500m以内で事故に遭っています。

このように、交通事故は市民の居住する身近な地域で発生していることが多いため、地域のコミュニティを積極的に活用して、隅々の高齢者世帯まで行き渡る交通安全啓発活動や、交通事故発生時の速やかな救助・救急対応など、地域ぐるみで交通安全対策に取り組むことが重要となります。

また、重大な交通事故を引き起こす飲酒運転の根絶を目指すには、家庭、職場のほか、飲食店、酒類販売店の理解と協力が不可欠であり、地域が団結して、飲酒運転の根絶を図っていく必要があります。

第2節 道路交通安全の施策

交通事故をなくし道路交通の安全を確保するため、交通安全対策基本法に定められた施策に基づく以下の3つの柱により交通安全対策を実施していきます。

- ①市民一人一人の交通安全意識の高揚
- ②道路交通環境の整備
- ③被害者支援の充実と推進

【第1の柱】市民一人一人の交通安全意識の高揚

交通事故をなくすためには、市民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するとともに、交通事故防止は自身の問題として考え、行動することが何よりも重要であることから、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援しながら、交通安全に関する施策や交通事故発生状況等必要な情報を積極的に提供します。

また、特に問題となっている高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用、飲酒運転の根絶については関係機関・団体と連携し、推進します。

(1) 市民総参加でつくる交通安全の推進

① 交通安全の日における活動の推進

毎月10日の「交通安全の日」を活用したアクション10事業を推進し、家庭、学校、職場等において交通安全について考え、市民が交通安全活動を積極的に実践するよう図ります。

② 交通安全に関する情報提供の推進

交通安全への理解を深め、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するため、広報紙やホームページ等を活用し、交通安全に関する施策等の情報を提供します。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

ア 期間を定めて行う運動

交通安全思想を普及させ、市民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故の防止を図ることを目的に、春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通安全運動を実施し、交通事故の実態に即した市民運動を展開します。

イ 日を定めて行う運動

市民が交通安全に関心を持ち、交通安全意識を高めることを目的に、毎月10日を「交通安全の日」、自転車の安全利用促進を図ることを目的に、毎月15日を「自転車安全の日」として、広報や指導等の施策を推進します。

ウ 年間を通じて行う運動

子供と高齢者の交通事故防止、夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止、自転車の安全利用の推進、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、交差点での交通事故防止、悪質な違反・危険運転の防止等を中心に展開します。

② 交通安全に関する広報の推進

ア 街頭キャンペーンの実施

交通安全運動等を効果的に展開し、交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体等が緊密な連携の下に、街頭等における啓発キャンペーン等を実施し、市民に対する広報に努めます。

イ 広報媒体の積極的活用

市民一人一人の交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、広報紙やホームページ等を計画的かつ継続的に活用します。

③ シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

自動車乗車中の交通事故において、未だにシートベルトの着用及びチャイルドシートの使用が徹底されていない現状を踏まえ、関係機関・団体と一体となり、交通安全運動等あらゆる機会を通じて、その着用効果及び正しい着用方法についての周知に努め、全ての座席のシートベルト着用、チャイルドシートの使用の徹底を図ります。

④ その他の普及活動の推進

ア 視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進

薄暮時及び夜間・早朝における歩行者・自転車利用者の交通事故防止を図るため、視認性の高い明るい色の服装の着用や、反射材・LEDライトを活用する効果について周知させるとともにこれらの普及促進を図ります。

イ ゼブラ・ストップ活動及び3（サン）ライト運動の推進

歩行者の横断歩道横断中や道路横断中の交通事故が後を絶たないことから、ゼブラ・ストップ活動及び3（サン）・ライト運動の内容の周知とその推進を図り、歩行者の交通事故抑止に努めます。



⑤ ゼブラ・ストップ活動

運転者に対して横断歩道等における歩行者等の優先義務を周知徹底させることにより、横断歩道上における歩行者等の保護を強化することを目的としており、横断歩道の和製英語であるゼブラゾーンの「ゼブラ」にかけて下記の項目をドライバーに意識させるものです。

- ① ゼ「前方」：前をよく見て安全運転、横断歩道を発見したら、その周りに歩行者等がないか十分に注意する
- ② ブ「ブレーキ」：横断歩道の手前では、「ブレーキ」操作で安全確認し、渡ろうとする歩行者等がいるかもしれない場合は横断歩道の手前で停まれる速度で進む
- ③ ラ「ライト」：3（サン）ライト運動で道路横断中の交通事故防止
- ④ ストップ：横断する歩行者等がいたら、必ず一時停止（ストップ）で交通事故をストップ

◎ 3 (サン)・ライト運動

夕暮れ時から夜間に掛けて多発している歩行者の道路横断中の事故抑止を重点とし、3つのライトを推進し、交通事故を抑止する運動です。

- ① ライト (前照灯) : 薄暗くなってきたら早めのライト点灯と、下向き・上向きの小まめな切り替えを心がける
- ② ライト・アップ (目立つ) : 歩行者・自転車は、反射材、LEDライト等の活用や明るい色の服装によって自分を目立たせる
- ③ ライト (右) : 運転者は右からの横断者にも注意

(3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進

高齢者を交通事故から守るためには、高齢者の交通安全リーダーを育成し、高齢者自身の自主的な交通安全活動を促進するとともに、家族に限らず隣近所で見守っていくことが重要です。

① 高齢者の自主的な交通安全活動の推進

地域における高齢者の交通安全意識を高める交通安全リーダーを育成するため、交通安全に関する情報の提供を行うなど、交通安全シルバーリーダーの地域での交通安全活動を支援します。

② 高齢者に対する交通安全教育の推進

老人クラブ等を対象に、身体機能の低下が及ぼす影響について理解を促すほか、夜間における歩行者・自転車利用者の事故を防止するため、視認性の高い明るい色の服装や反射材の効果について積極的な広報を実施するなど、高齢者に対する交通安全意識の高揚を図ります。

(4) 自転車の安全利用の推進

① 自転車の安全利用に係る広報活動の推進

自転車は、子供から高齢者まで誰でも簡単に利用できる便利な乗り物であり、通勤・通学や配達をはじめ様々な目的で利用されています。しかし最近、自転車の歩道での暴走やあおり運転、携帯電話等を使用しながらの走行など、交通ルールやマナーを守らない危険な走行が問題となっています。また、自転車が加害者となる事故も発生するなど、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっています。



「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、交通安全運動等のあらゆる機会に広報媒体を積極的に活用し、自転車の交通ルール遵守と正しい交通マナーの実践の浸透とともに、自転車保険等への加入の必要性の周知啓発を図ります。

ア 自転車安全利用キャンペーン等の実施

毎年5月に実施する「自転車安全利用推進強化月間」や毎月15日の「自転車安全の日」を重点に広報啓発活動を実施し、「ちばサイクルール」等

の普及促進を図るとともに、街頭啓発活動を実施するなど自転車安全利用対策を推進します。

イ 自転車の交通安全教室の開催

小・中・高校生及び高齢者など各年齢層を対象に、学校、警察、交通安全協会等と連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進し、「ちばサイクルール」等の普及促進を図るとともに自転車の正しい乗り方の周知徹底を図ります。

ウ 自転車利用者への広報啓発

駐輪場などの自転車利用者が目にする機会の多い場所にポスター等を掲示するなど、より多くの自転車利用者へ届くよう広報を実施し、自転車利用者へ自転車の交通ルールと正しい交通マナーの周知徹底を図ります。

◎ ちばサイクルール

内閣府で制定した「自転車安全利用五則」に自転車条例の内容を盛り込んだ本県独自の自転車安全利用ルールです。

【自転車に乗る前のルール】

- ①自転車保険に入ろう ②点検整備をしよう ③反射器材をつけよう
- ④ヘルメットをかぶろう ⑤飲酒運転はやめよう

【自転車に乗る時のルール】

- ①車道の左側を走ろう ②歩いている人を優先しよう ③ながら運転はやめよう
- ④交差点では安全確認しよう ⑤夕方からライトをつけよう

② 自転車点検整備の促進

交通安全教室において、日常点検実施の習慣化及び自転車安全整備店における定期的な精密点検・整備を呼び掛け、自転車点検整備の促進を図ります。

③ 自転車安全整備制度（TSマーク制度）の普及促進

自転車の安全利用と事故防止を図るため、定期的な自転車点検整備を推進するとともに、TSマークの普及促進を図ります。

④ 自転車保険等への加入促進

令和4年7月1日から、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が改正され、自転車により相手方へ与えた損害を補償する保険または共済（自転車賠償保険等）への加入が義務化されました。

自転車の関係する交通事故の民事裁判において、数千万円にも及ぶ高額な損害賠償が命令されている事例を踏まえ、自転車安全教室等の実施時に過去の裁判結果を例示する等、自転車保険等の必要性を積極的に広報・啓発し、自転車保険等への加入を促進します。

⑤ 反射材等の普及

薄暮時から夜間における自転車の交通事故防止を図るため、明るい色の服装の着用や自転車の側面を含む反射材の効果と必要性について理解してもらうことで、自転車利用者が自ら身を守る意識の向上を図り、反射材等の自発的な活用の促進に努めるとともに、灯火の取付け並びに点灯を指導し、自転車の視認性の向上を図ります。

⑥ 全ての年齢層へのヘルメット着用の普及促進

自転車乗車中又は同乗中の交通事故は頭部に重大な損傷を受けるおそれがあるため、頭部への衝撃を減らすことができるヘルメットの着用は大変重要です。このため、幼児・児童の着用を徹底するほか、高齢者を含む全ての年齢層への自転車用ヘルメットの正しい着用方法と効果について広報し、着用の促進を図ります。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっていることから、飲酒が運転に及ぼす影響や飲酒運転が重大事故に直結する危険性と職場や家庭をはじめすべての人に及ぼす影響等の周知徹底を図り、飲酒運転を追放する環境づくりに努めます。

飲酒運転根絶に向け、市民及び事業者に対してドライブレコーダーの装備、運転前のアルコール検知器の使用の普及・定着の広報活動を推進します。

(6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育は、道路交通の安全を確保するため自他の生命尊重という理念の下に、交通安全に関する思想及び知識を普及し、交通事故を自らのものとして考えさせ、それに対する態度を身に着けさせ、これを習慣化させるために実施するものであり、幼児から社会人まで、心身の発達段階やライフステージに応じて段階的かつ体系的に行います。

① 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、幼児が道路を通行する際の安全を確保するためばかりではなく、将来に渡って、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する交通安全意識を養うためにも必要です。

幼児に対しては、組織的かつ継続的に交通安全教育を実施する必要があることから、関係機関・団体等の連携により、幼児に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。



② 小学生に対する交通安全教育の推進

児童は、小学校での活動、自転車の利用などを通じ、幼児期に比べて行動範囲が著しく広がります。

また、発達段階が上がるにつれて、保護者から離れて道路において単独又は複数で行動する機会が増えます。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、歩行者、自転車利用者として



必要な知識と技能を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じた具体的な安全行動が習得できるよう交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

③ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生は、幼少の時期から本格的な青年期に移行する過渡期にあり、なお成長の途上にあります。また、通学等の手段として自転車を利用する機会が増えることもあり、中学生の交通事故のうち、自転車利用中の事故の割合が高くなっています。



中学校においては、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、「ちばサイクルール」をはじめとした自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、交通事故発生時の対応要領等の指導を実施し、自己及び他者の安全に配慮した行動ができるよう、交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

④ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達し、その多くが近い将来、免許を取得し、自動車等の運転者として交通社会に参加するようになります。また、高校生が関連する交通事故のうち、高い割合を占めている自転車の交通事故を防止する必要があります。

高等学校においては、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、自転車や二輪車の運転者として安全に道路を通行するための技能と知識を十分に習得させるとともに、自転車を利用する高校生の正しい交通マナー向上を図ります。

⑤ 成人に対する交通安全教育の推進

地域における各種講習会や資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、悪質性・危険性の高い運転を防止するための自主的な安全行動と交通安全に対する意識付けを図ります。

また、自転車の危険な運転が社会問題化していることや、自転車による宅配等の需要増加を踏まえ、「ちばサイクルール」等を周知することにより、自転車ヘルメット着用の推奨、自転車の点検・整備、自転車損害賠償保険等への加入を促進します。

【第2の柱】道路交通環境の整備

交通事故の防止と交通の円滑化を図るには、人優先の考えの下、人間自身の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るため道路交通環境の整備が必要です。そのため、道路の整備、交通安全施設の整備、総合的な駐車対策を進めます。

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

① 生活道路における交通安全対策の推進

生活道路において、歩行者や自転車利用者等の安全な通行を確保するため、

歩道のバリアフリー化、カラー舗装、狭さく等の交通安全施設の整備等、交通実態を踏まえた効果的な交通事故抑止対策を推進します。

② 通学路等における交通安全の確保

通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における児童等の安全を確保するため、「四街道市通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、対策の改善・充実等の継続的な取組を推進します。

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改修等による交通事故対策を推進します。

(3) 交通安全施設等の整備事業の推進

① 効果的な交通安全施設の整備

道路の構造、交通の状況、交通事故発生状況等に応じた効果的な交通安全施設の整備を推進します。

② 交差点カーブ対策の推進

交通事故発生危険性がある交差点・カーブ区間において、ドット線、視線誘導標等の整備を推進します。

③ 夜間事故防止対策の推進

交差点や道路の屈曲部等に視認性に優れた高輝度道路標識、標示など、夜間の事故防止に効果的な交通安全施設の整備を推進します。

(4) 自転車利用環境の総合的整備

放置自転車等により交通が阻害されている現状を踏まえ、良好な交通環境を確保するため、違法駐輪による迷惑性の広報啓発に努めるとともに、自転車等の利用者に対して正しい駐輪方法等に関する一層の普及、浸透を図ります。

【第3の柱】被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、深い悲しみやつらい体験をされており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法や「千葉県犯罪被害者等支援条例」（令和3年4月施行）等の下、県、支援活動を行う民間支援団体等と連携しながら交通事故被害者等のための施策を推進します。

(1) 交通遺児の育成及び援助

交通事故により保護者等を失った小・中学校の児童・生徒に対し激励品を贈りその将来を励まします。

(2) 相談業務の充実

交通事故被害者等の精神的負担や社会的、経済的負担に適切に対応するため、「交通事故相談所」や「千葉犯罪被害者支援センター」をはじめとした庁外の各種相談機関等との連携を密にして、相談体制の充実に努めます。